

高松市監査委員告示第 35 号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 7 年 10 月 31 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	香	川	洋	二
同	造	田	正	彦

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
1	R6	R6.11.29	第33号	指摘	契約事務に係る入札書及び契約保証の適正な取扱いについて	P9	健康福祉局	こども保育教育課	R7.10.8
2		R7.2.28	第10号	指摘	業務委託に係る適正な契約方法について	P8	市民局	協働コミュニティ 推進課	R7.9.24
3				指摘	発注簿等財務処理による支出事務に係る適正な執行について	P9			

※ 告示番号 . . . 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 . . . 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和6年度／健康福祉局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第33号	告 示 日	令和6年11月29日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	契約事務に係る入札書及び契約保証の適正な取扱いについて		
指 摘 の 内 容	契約事務については、関係法令等に基づき適正に執行するとともに、契約保証金は、債務の履行を確保し、万一、契約の相手方が契約上の義務を履行しない場合における損害賠償を予定するものであることを厳格に認識されるよう、所属内において契約事務の知識を深める研修を行うなど、適正な執行に向けた取組を実施されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P9		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年10月8日
所 管 課 等	健康福祉局 こども保育教育課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和7年5月に、契約保証金の目的や変更契約に係る取扱いなど、契約事務の知識を深める所属内研修を実施した。 研修実施後、指名競争入札において提出された入札書については、入札書不備対応表等のマニュアルを基に、記載事項を厳格に確認することにより、有効・無効の判断を適正に行っている。 なお、契約保証金の納付が必要な案件は発生していないことから、同年9月には再度、庁内電子メールを活用した所属内研修を実施し、適正な契約事務の執行について職員の認識を深めた。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和6年度／市民局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第10号	告 示 日	令和7年2月28日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	業務委託に係る適正な契約方法について		
指 摘 の 内 容	契約方法については、関係法令等に基づき、随意契約によることができるものを除き、原則として、競争入札とされたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P8		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年9月24日
所 管 課 等	市民局 協働コミュニティ推進課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和7年7月から、地方自治法や同法施行令、高松市契約規則や高松市随意契約ガイドライン等に基づき、業務委託契約の案件が、随意契約によりことができるものかを適正に判断するとともに、当該案件以外のものは競争入札によるものとし、事務処理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和6年度／市民局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第10号	告 示 日	令和7年2月28日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	発注簿等財務処理による支出事務に係る適正な執行について		
指 摘 の 内 容	発注簿等財務処理による支出事務については、所属内において、請求金額を含め、債主から提出された請求書の記載事項の完備等を、厳格に関係書類と照合確認するとともに、同様の事務処理誤りが繰り返されないよう、根本的な原因を究明し、実効性のある再発防止策を講じられたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P9		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年9月24日
所 管 課 等	市民局 協働コミュニティ推進課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和7年6月から、債主から提出された請求書の記載事項の完備等を、発注簿や見積書などの関係書類と照合確認し、支出事務を行っている。 また、支出命令時には、課長までの決裁において、事務処理誤りの原因となった見積書、請求書及び支出命令書の金額の突合を厳格に行い、適正に事務処理を行っている。